

川崎市立川崎病院内科専門研修プログラム管理委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立川崎病院内科専門研修プログラム管理委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営等に関して必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる所掌事務を行う。

- (1) 内科専攻医および内科専門研修プログラム全般の管理
- (2) 内科専門研修プログラムの作成と改善
- (3) 内科専攻医のプログラム修了判定
- (4) 各連携施設の研修管理委員会との連携
- (5) その他内科専門研修プログラム運営に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から病院長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、後任の委員がない場合は、後任の委員が決定するまでの間とする。

- 2 委員の再任は妨げない。

(運営)

第5条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、第2条に掲げる事項について審議し、決定する。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務局庶務課において処理をする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。